

平成 30 年度海岸漂着物等地域対策推進事業(発生抑制対策)PR 映像制作・上映業務  
委託仕様書

1 総則

本仕様書は、三重県(以下「甲」という。)が実施する「平成 30 年度海岸漂着物等対策推進事業(発生抑制対策)PR 映像制作・上映業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

2 目的

海岸漂着物には、ペットボトル等の人の生活に起因する身近なごみが多く含まれており、これらは山から川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着する。このため、海岸漂着物の発生抑制対策は、沿岸地域だけではなく、伊勢湾流域圏の河川の上流から下流に至るすべての地域の住民が、当事者意識を持って行動することが重要である。

そこで、海岸漂着物問題の解決に向け、PR 映像を制作・上映し、伊勢湾流域圏の住民に広く海岸漂着物問題を啓発することを目的とする。

3 委託業務期間

契約締結日から平成31年3月18日(月)までとする。

4 業務内容

(1)PR 映像の制作

受託者は下記により PR 映像を制作するものとする。

- ①PR 映像として、新たに制作した未発表の動画 30 秒を制作すること。
- ②PR 映像は、伊勢湾における海岸漂着物問題について啓発を行う内容とし、「三重県海岸漂着物対策推進計画」の内容をふまえたものとする。  
参考:<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/isewan/75271016944.htm>(三重県海岸漂着物対策推進計画)
- ③PR 映像の制作にあたり、伊勢湾の海岸漂着物問題を啓発するに相応しい人物やキャラクターを登場させること。
- ④キャラクターを使用する場合は、1 案につき 3 ポーズ以上のイラストを提示すること。

(2)PR 映像の上映

受託者は、「(1)PR 映像の制作」により制作した PR 映像を下記のとおり上映するものとする。

- ①上映場所、上映期間、上映作品については、「平成 30 年度シネアド上映一覧表」のとおりとする。
- ②デジタル関連費は仕様を含むものとする。

### (3) 効果確認の実施

受託者は、PR 映像の上映について、効果の確認のためアンケートを実施するものとする。

- ①上映期間中に1回以上、実施するものとする。
- ②実施劇場、実施時期については受託者が提案のうえ、甲と協議して決定する。
- ③アンケート内容は本業務の効果の検証に資する内容とし、甲と協議のうえ決定する。
- ④アンケートは映画観覧後の来場者に対し調査表を配布し、記入後の調査表を劇場内で回収する方法とする。
- ⑤アンケート回収目標数は200人以上とする。
- ⑥アンケート実施にあたり、ノベルティの配布等効果的な回収方法を提案するものとし、甲と協議のうえ決定する。
- ⑦受託者はアンケート結果を集計し取りまとめ、報告を行うものとする。

### (4) その他効果的な提案

受託者は、伊勢湾の海岸漂着物問題の普及啓発に、その他効果的と思われる事業を提案すること。

#### ①自由提案

ア.「4(1)PR 映像の制作」で制作した映像または、「4(1)PR 映像の制作」で提案した人物やキャラクターを使用すること。

#### ②効果の確認

ア.契約期間中に1回以上実施するものとする。

イ.効果の確認方法については、効果的な方法を提案し、事前に甲の許可を得て行うこととする。

ウ.確認内容については、本業務の効果の検証に資する内容とし事前に甲の許可を得ることとする。

エ.目標数は、自由提案の内容により甲と受託者の協議で決定するものとする。

オ.受託者は結果を集計し取りまとめ、報告を行うものとする。

### (5) その他必要な手続き等

受託者は、本事業で制作した著作物に係る、著作権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利・利益、及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、適切な処理を行うこと。

## 5 県への報告書類等

### (1) 事業計画書

受託者は、契約締結後、1週間以内に事業計画書として本委託業務の実施体制及び事業のスケジュールを作成し、甲の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、甲と協議の上行うこと。

## (2) 成果品の取り扱い

- ① 著作物について甲が行政活動（普及啓発活動に伴う、シネアド上映、テレビやインターネットでの配信、印刷物や資料での使用）等において使用することを、下記に示す期限の間は了承するものとする。

著作物の種類	使用する期間
キャラクターイラスト(案として提出した場合)	著作権存続期間中
PR 映像	2021 年 3 月 31 日まで
自由提案に伴う著作物	2021 年 3 月 31 日まで

- ② 甲が成果品の受領後、内容を加工・編集する場合は、受託者の了解を得るものとする。
- ③ 甲が 2021 年 4 月 1 日以降も著作物の使用を希望した場合は、タレント等出演者の肖像に対する使用料および声優、ナレーター、歌唱者等の声の出演者の使用料等に関して、甲は受託者に対し別途使用許諾料を支払うものとする。
- ④ 受託者が本業務以外で著作物を使用し、または、内容の加工・編集をする場合は、書面により甲に届け出るものとし、甲は甲の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

## (3) 実績報告書

本委託業務が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、下記の事項を含む実績報告書（様式任意）を提出するものとする。

- ① 業務の実施期間、概要
- ② PR 映像を上映した各映画館の上映期間、上映日数、期間中観客動員数等を記載した書類及び、映画館アンケートの結果を取りまとめた書類
- ③ その他、業務の実施状況

## (4) 成果品納品方法及び納品場所

受託者は、以下の成果品を提出するものとする。

- ① 業務報告書（紙媒体1部、電子媒体1部）
- ② 映像データ（電子媒体1部）
- ③ その他本業務により生じた資料（資料内容に応じ、紙媒体・電子媒体等により1部）
- ④ 納品場所 三重県環境生活部大気・水環境課

## 6 貸与資料

甲より貸与する画像など資料については、破損、滅失、盗難等の事故がないよう十分注意し、慎重に取り扱うものとする。また、本業務完了後は速やかに甲に返却するものとする。

## 7 著作権

制作した著作物の著作権は、受託者にあるものとする。ただし、「5(2)成果品」で示した事項を了承すること。

## 8 守秘義務

受託者は本業務の実施過程で知り得た情報については、契約期間中、または契約期間終了後を問わず、甲の了解なく第三者に漏らしてはならない。

## 9 特記事項等

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、甲と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。

### (3) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

①受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

②受託者が①のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

### (4) その他

受託者は、本業務を遂行するにあたっては、本仕様書に定めるところにより誠実に履行するものとする。なお、本業務に定めた事項に関して疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない細部の事項については、甲と受託者の協議により決定するものとする。

平成 30 年度シネアド上映一覧表

地域	劇場名	配信形態	上映期間
三重県	イオンシネマ鈴鹿	全スクリーン	13 週間
	109 シネマズ明和	全スクリーン	13 週間
愛知県	ミッドランドスクエアシネマ	作品指定	2 週間
岐阜県	TOHO シネマズモレラ岐阜	作品指定	2 週間

※作品指定は「ファンタスティック・ビーストと黒い魔法使いの誕生」とする。